

社団法人黒石市シルバー人材センター事務費規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人黒石市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。

(事務費の徴収)

第2条 事務費は、仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了したつどセンターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、受注額(配分金に相当する見積り額)のおおむね5パーセントから10パーセントとし、理事会において定める。

(事務費の用途)

第4条 事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

(委任)

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年2月8日から施行する。